## 学園大和町1丁目自治会への加入のお願い

学園大和町1丁目自治会会長

学園大和町1丁目自治会は、「協調と融和の精神に基づき、会員相互の親睦と 生活環境の改善を図ること」(会則第1条)を目的とした、地区住民からなる組 織です。

自治会の機能には次のようなものがあります。

(1) 防災防犯機能(防災、防火、防犯、交通安全など) 地震や豪雨など、災害はいつ、どこで起こるか分かりません。 火災や犯罪、事故など、自分だけでなくみんなが助け合い共同で生命や財産を守っていかなければならないことが多くあります。 また、登下校の子どもたちの見守り活動など、女性や子どもが夜でも安心して歩けるまち、住んでいて安全なまちは、一人ひとりが協力してつくっていかなければなりません。

- (2) 行政との協働機能(各種行政情報の伝達・連絡や行事参加、募金など) 自治会は、市民生活に役立つ情報資料の配布や回覧板を利用して住民に知らせ るという役割も担っています。また、奈良市全体としての様々な取り組みへの参 加や取りまとめも行っています。
- (3) 環境整備機能(街路灯、道路、水路、ごみ、集会施設管理、一斉清掃など) 美しいまち、気持ちの良いまちをつくるためには、衛生面からの整備や施設面からの整備など自治会区域の環境を整えていくことも大切です。
- (4) 目的実現機能(行政への陳情、要望など) 地域の問題を地域住民の力で解決することは自治会の大きな役割ですが、地域 住民だけでは解決しない問題も多くあります。そのような場合、問題解決に向け ての陳情や要望を行政に対して行うことも自治会の大切な役割です。
- (5) 自治会内の統合・対外的代表機能(住民の意見・利害調整) 近隣住民同士の問題には、行政に頼めないことも多くあります。 そのような場合には、住民が持っているそれぞれの要望や意見を吸収し、それについて話し合い利害を調整し、地域全体の共通課題として高め、解決していくことも必要です。

## (6) 親睦機能(住民相互の連絡など)

任意の住民の集まりである自治会にとっては、会員相互のコミュニケーションの充実が必要かつ重要になります。そのための活動は、できるだけ多くの人たちが参加できるように工夫し計画したいものです。

## (7) 相互扶助(資源回収など)

万一のとき、すぐにお世話になるのが近所の人です。また、地域で暮らすために は、お互いが協力し合わなければならないことが多くあります。

また、本会は学園三碓地区自治連合会に参加し、共同して主に下記の事業を行っています。

- 1. 上記連合会が開催する事業への参加と協力
- 2. 県、市当局に対する陳情、建議

自治会は任意の団体ですので、加入を強制するものではありませんが、同じ地域に暮らす住民相互の連携を高め、共に地域の安全と安心な暮らしを確立するためにも、ぜひご入会いただきますようお願い申し上げます。

## 会費:

入会金 1,000 円

会費 1世帯につき、半期1,000円(4月1日から9月30日を前期、 10月1日から翌年3月31日を後期とする)とし、毎年4月に1 年分2,000円を納入するものとする。親子2世帯同居の場合は1世 帯とみなす。